

○ 認定資金決済事業者協会に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第六号）

改正案	現行
<p>（認定の申請書の添付書類）</p> <p>第二条 資金決済に関する法律施行令（以下「令」という。）第二十条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて令第二十三条第一項の申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面</p> <p>六 （略）</p>	<p>（認定の申請書の添付書類）</p> <p>第二条 資金決済に関する法律施行令（以下「令」という。）第二十条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>五 （略）</p>